

# 国の不登校対策

## 【教育機会確保法(義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律)】

不登校の子どもが増え続けるなか、平成28年に教育機会確保法が成立しました。不登校等、様々な理由で十分な義務教育を受けられなかった子どもたちのために、教育機会を確保するための法律です。

### 五つの基本理念

- 1 すべての子どもが安心して教育を受けられる学校環境の確保
- 2 不登校の子どもそれぞれの状況に応じた支援
- 3 不登校の子どもが安心して十分に教育を受けられる学校環境の確保
- 4 年齢・国籍を問わず能力に応じた教育の確保
- 5 国・地方公共団体・民間団体などの密接な連携

これを踏まえて、令和元年10月には「不登校児童生徒への支援の在り方について(通知) (元文科初第698号)」や令和5年3月に「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」(COCOLOプラン)が発出されました。

## 【不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)】

### 支援の視点

- ・「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的捉えて、社会的に自立することを目指す。
- ・不登校の時期が休養等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益、社会的自立へのリスクが存在することに留意する。

### 学校教育の意義・役割・支援の充実

- ・学校という場は、多くの人たちとの関わりの中で、様々な体験や経験を通して、実社会に出て役立つ生きる力を養う場である。
- ・全ての児童生徒にとって、学校・学級が安全・安心な居場所となるような、不登校が生じない魅力ある学校づくりを目指す。
- ・既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める。
- ・不登校の背景にある要因を多面的かつ的確に把握し、早期に適切な支援につなげる必要があることから、不登校児童生徒の気持ちを理解し、思いに寄り添いつつ、アセスメントに基づく個に応じた計画的・組織的な支援を行う。
- ・児童生徒の才能や能力に応じて、可能性を伸ばせるよう本人の希望を尊重した上で、様々な関係機関等を活用し、社会的自立への支援を行う。

### 家庭への支援

- ・家庭教育は全ての出発点であるという視点を持ち、保護者の個々の状況に応じて働き掛けを行う。
- ・家庭・学校・関係機関の連携を図り、保護者と課題意識を共有して、一緒に取り組むという信頼関係をつくる。
- ・訪問型支援による保護者への支援等、保護者が気軽に相談できる体制を整える。

## 多様な教育機会の確保

- ・ 不登校児童生徒の学びの場として、校内教育支援センター、市町村の教育支援センター、学びの多様化学校(不登校特例校)、民間のフリースクール、中学校夜間学級(夜間中学)等があり、そこでの学びを、一定の要件の下、校長の判断により指導要録上の出席扱いとすることで、児童生徒個々の状況に応じた学びを保障するような支援をすることが望ましい。
- ・ 不登校になったきっかけや継続理由を的確に把握し、その児童生徒に合った支援策を記した「児童生徒理解・支援シート」を作成することが望ましい。これらの情報は関係者間で共有され初めて支援の効果が期待される。

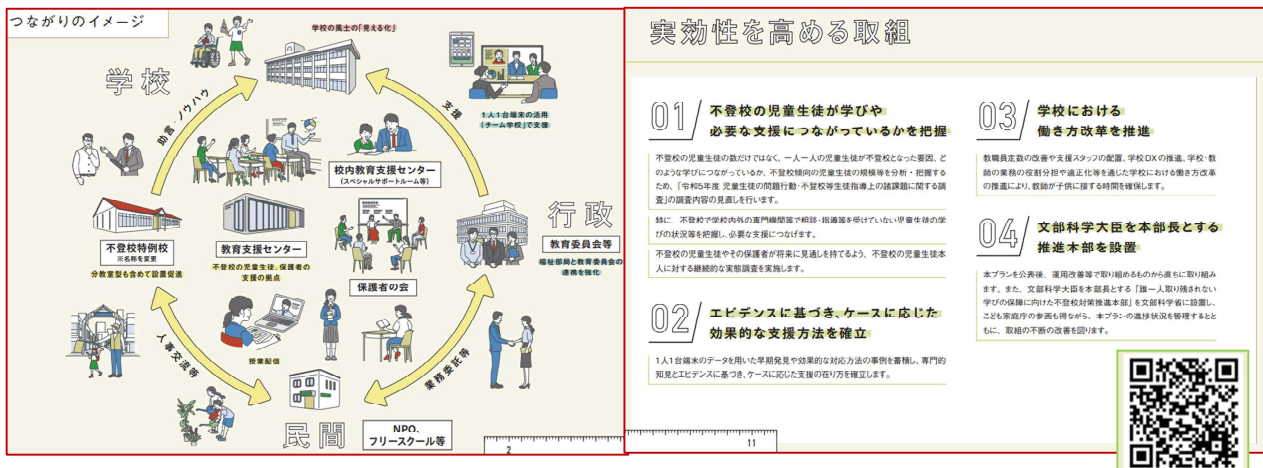
## 【COCOLO プラン】

不登校により学びにアクセスできない子どもをゼロにすることを目指しています。

### 実現に向けた3つの目標

- 1 不登校の児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思った時に環境を整える
- 2 心の小さな SOS を見逃さず、「チーム学校」で支援する
- 3 学校の風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にする

このことにより、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で実現していきます。



## 【生徒指導提要】

子どもたちを取り巻く環境が目まぐるしく変化し、生徒指導をめぐる状況も大きく変化しています。生徒指導の基本的な考え方や取組の方向性を再整理し、今日的な課題に対応していくために、令和4年12月に生徒指導提要が12年ぶりに改訂されました。

第10章「不登校」は、不登校の児童生徒を「社会的自立」へ導くための学校体制と未然防止のための「魅力ある学校づくり」を柱とし、登校だけでなく、自立に向けた支援の重要性を説いています。

不登校児童生徒への支援を考える上で必要なのが、不登校の背景にある要因を多面的かつ的確に把握し、早期に適切な支援につなげるアセスメントの視点です。「なぜ行けなくなったのか」と原因のみを追求したり、「どうしたら行けるのか」という方法のみにこだわったりするのではなく、本人としてはどうありたいのかという主体的意思、本人が持っている強み(リソース)や興味・関心も含め、児童生徒の気持ちを理解し、思いに寄り添いつつ、アセスメントに基づく個に応じた具体的な支援を行うことが重要です。